

平成29年8月30日

お客様各位

巣鴨信用金庫

## キャッシュカードの現金出金限度額の一部引下げについて

～カードをだまし取る手口の被害からお客様をお守りするために～

いつも巣鴨信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

お客様にはご既承のことと存じますが、ご年配のお客様に「カードが不正利用されています」、「カードが偽造されています」、「口座が犯罪に利用されています」など、と電話をかけてきた後、警察・銀行協会・金融庁・金融機関を装った者などが訪問し「カードの利用停止・変更のためカードをお預かりします。暗証番号を教えてください」と言ってカードを受け取るとすぐに現金を引き出す「カード詐取被害」が急増しております。

当金庫では、このような被害を最小限にとどめるための緊急対応として、以下のとおりキャッシュカードの現金出金限度額の一部引下げを実施いたします。大変ご不便をお掛けいたしますが、お客様の大切なご預金を卑劣で悪質な犯罪からお守りするための対応となりますので、何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

尚、窓口での現金出金限度額につきましては従来どおり変更ありません。

### 1. 緊急対応の内容

- 次のお客様におかれましては、ATMでのキャッシュカードによる現金出金限度額を**1日10万円**といたします。

#### (1) 対象となるお客様

当金庫に口座をお持ちで、当金庫所定の基準日現在次の2点共に該当するお客様

- 満70歳以上**
- 過去3年キャッシュカードによる現金出金のご利用が無い**

#### (2) 対応開始日

平成29年10月2日（月）より（※順次対応いたします。）

### 2. ATMでの10万円を超えるキャッシュカードによる現金出金ができるようにするお手続きについて

- 平日の営業時間内（午前9時から午後3時）に当金庫窓口へキャッシュカードとご本人を確認できる書類をご持参ください。

以上

＜上記についてのお問い合わせ＞

**お取引店または営業担当者**

**巣鴨信用金庫 お客様相談室**

フリーダイヤル:0120-45-0690 受付時間:平日9時～17時（土・日・祝日除く）

